

廃棄物

指定廃棄物に関する関係5県の状況

宮城県 【市町村長会議】	栃木県 【市町村長会議】	千葉県 【市町村長会議】	茨城県 【市町村長会議】	群馬県 【市町村長会議】
<p>第1～4回：H24.10～H25.11 第5回：H26.1.20 →詳細調査候補地を3カ所提示 (原州市深山道、大和町下原、加美町田代庄) 第7回(県主催)：H26.8.4 →県知事が県内市町村長の総意として詳細調査決定入れを表明 H26.8より3カ所の詳細調査候補地を詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず(H27年も断念) [H27.4.5、5.29、10.19 県民向けフォーラム、H27.10～11(2回) 有識者を交えた加美町との意見交換会] 第9回：H26.3.19 →指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせることを等県から要望 第11回(県主催)：H28.11.3 →指定廃棄物以外の測定結果の公表。県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の処置方針案を提示 第12回(県主催)：H28.12.27 →県処置方針について、栗原市、登米市の意向が得られず再協議することが決定 第13回(県主催)：H29.6.18 →県が「自県域内の汚染廃棄物は自県域内で処理する等の新たな処置方針案を提示 第14回(県主催)：H29.7.15 →前回会議での提示案で合意</p> <p>石巻、仙南、黒川、大崎の4圏域で試験焼却を終了。→石巻：本焼却まで終了。黒川：農地還元をもって終了。仙南・大崎：本焼却実施中。</p>	<p>第1～3回：H25.4～H25.8 第4回：H25.12.24 →測定手法確定 H26.7.30 →詳細調査候補地を1カ所提示(塩谷町寺倉入) 第5～6回：H26.7～H26.11 H27.5.14、8.22、9.18 →県民向けフォーラム H27.10.14 →塩谷町寺倉入の県庁影響調査 H27.12.7 →塩谷町長が調査候補地の退上を決定 第7回：H28.5.23 →指定廃棄物の再測定を決定 第8回：H28.10.17 →再測定結果の公表。 →今後の進め方の提示 H29.3.29 →処分管理の意向確認結果を公表 H29.7.10 保管農家の負担軽減策関係市町村長会議の →負担軽減策の方針案を提示 H30.1.26 関係市町村長会議の →再測定を含む各市町の意向性に向けた取組に合意 H31.3.19 再測定結果の公表 H28.2.26 関係市町村長会議の →今後の進め方の確認 H31.8.2 暫定集約に係る那須塩原市への協力要請(R3.10.22 同市において農家保管の指定廃棄物の撤出作業開始) H32.3.24 那須町が暫定保管場所決定</p> <p>引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。 保管農家の負担軽減策に関係し、保管市町との調整を実施。</p>	<p>第1～3回：H25.4～H26.1 第4回：H26.4.17 →測定手法確定 H27.4.24 →詳細調査候補地を1カ所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉県中央区)) H27.5.20、6.2 →千葉県議会全員協議会 H27.6.9、6.10 →千葉県議会・市長から再協議の申入れ H27.6.29、7.13、20、8.7 →千葉市の自治会長や住民を対象に説明 H27.12.14 →再協議申入れへの回答 H28.6.28 →千葉県から指定解除の申出 H28.7.22 →千葉市の指定廃棄物を指定解除</p> <p>引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。</p>	<p>第1回：H25.4.12 第2回：H25.6.27 第3回：H25.12.25 第4回：H27.1.28</p> <p>【一時保管市町村長会議】 第1回：H27.4.6 第2回：H28.2.4</p> <p>H29.3.31 →県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>環境省作成</p>	<p>第1回：H25.4.19 第2回：H25.7.1 第3回：H28.12.26</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p>

福島県以外で一時保管がひっ迫している県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、2014年1月、2014年7月、2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後、地元の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っておりません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと各市町が8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととされ、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。その一環として、2018年3月から4圏域(石巻、黒川、仙南、大崎)で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、2019年7月までに終了しました。2021年12月末時点で、石巻圏域及び黒川圏域では処理が終了し、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施しています。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び農林業系指定廃棄物を保管している市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめることも、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町村と連携して取り組むことを確認しました。2021年6月には、環境省から那須塩原市に、農家保管の指定廃棄物に係る暫定集約に関する協力を要請し、同年10月、同市において保管農家の敷地から暫定保管場所への指定廃棄物の撤出作業が開始されるなど、関係市町において取組が進められています。

さらに、千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力が継続されています。

茨城県については2016年2月、群馬県については2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：2016年3月31日
改訂日：2023年3月31日